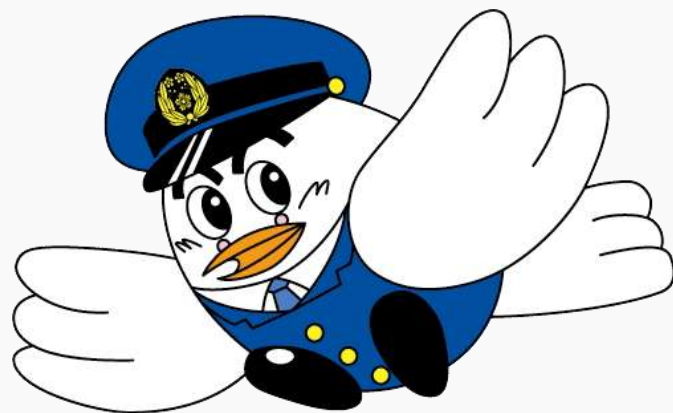


歩行者・自転車利用者向け

交通安全 e ラーニング

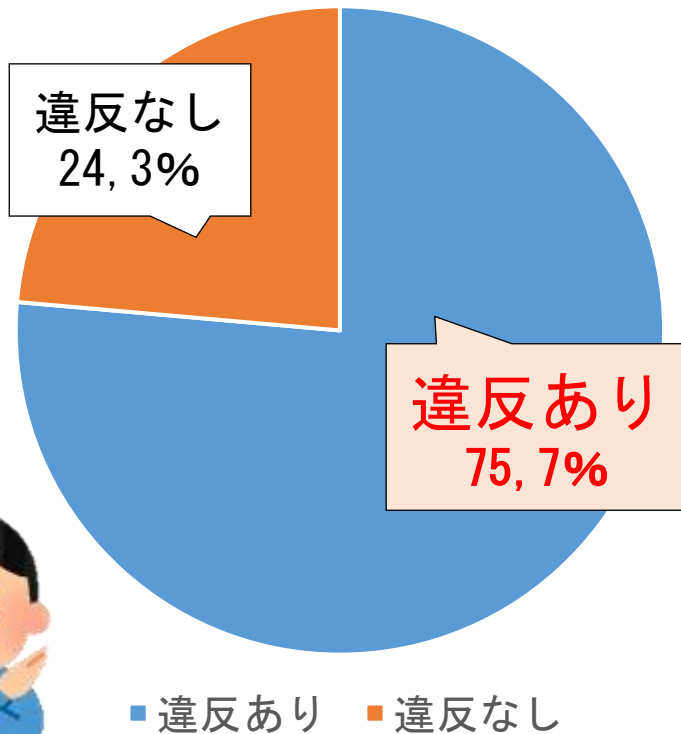


埼玉県警察本部 交通総務課

自転車の違反は交通事故の原因

自転車の関係する交通事故の**約8割に違反あり**！

違反別・自転車事故死傷者数
(県内 令和3年～7年)



- 交通事故件数総数が減少傾向にある中で、自転車関連事故はほぼ横ばいで推移している。
- 全交通事故に占める自転車関連の事故は増加傾向にある。
- 自転車乗用中の死亡・重傷事故のうち、**約8割に自転車側の法令違反がある**。



自転車の点検要領



覚えよう！ ブタベルサハラ

ブレーキがきかないと・・・車とぶつかって事故になってしまいます
ライトがつかないと・・・違反になってしまいます

安全に自転車に乗るために、
まずは点検から始めよう！

■ブレーキ...

前も後ろも
よく効くか

■ハンドル... 曲がっていないか

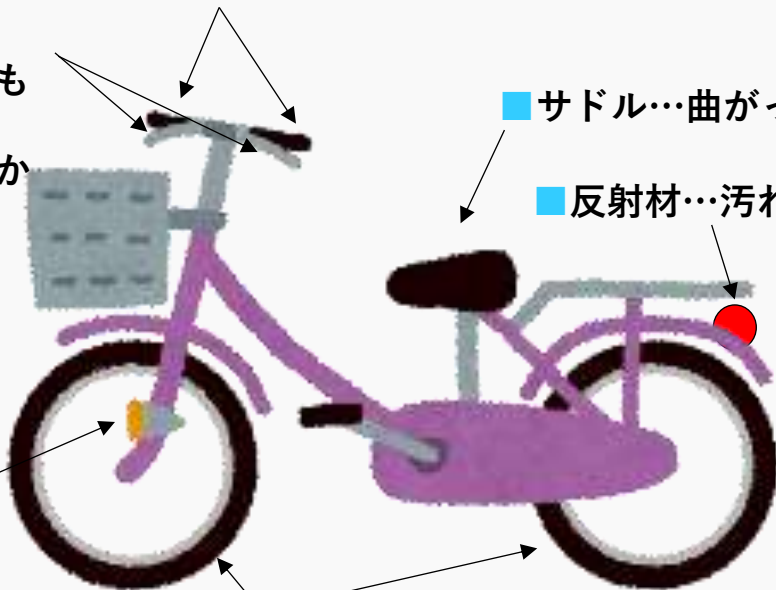
■サドル... 曲がっていないか

■反射材... 汚れていないか

■ライト

・・・明かりがつくか

■タイヤ... 空気は十分に入っているか



ブ

ブレーキ

タ

タイヤ

ベル

ベル

サ

サドル

ハ

ハンドルと反射材

ラ

ライト

自転車安全利用五則

- 車道が原則、左側を通行。
歩道は例外、歩行者を優先



- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



- 夜間はライトを点灯



- 飲酒運転は禁止



- ヘルメットを着用



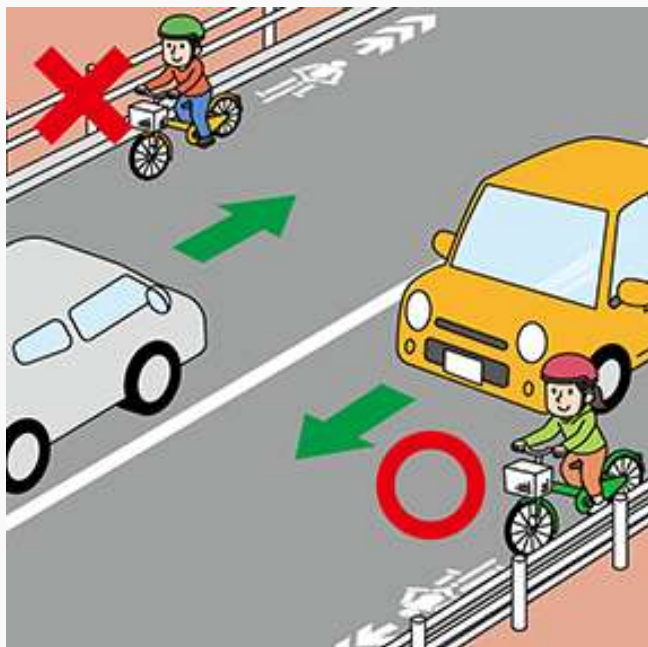
自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は軽車両、車の仲間です。自転車も左側通行です。

「車道の左側端」を通行しましょう。

歩道は特別な場合を除き、原則通行することはできません。



自転車は車道の
左側端を通行

歩道は歩行者が
安全に通る場所



車道



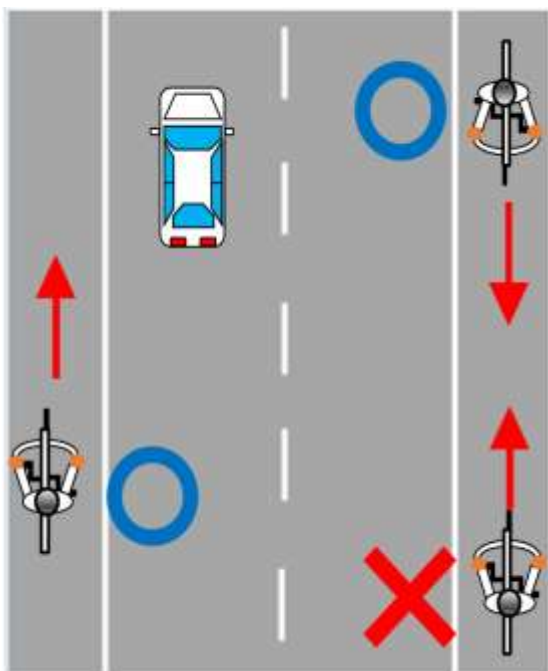
歩道

自転車安全利用五則

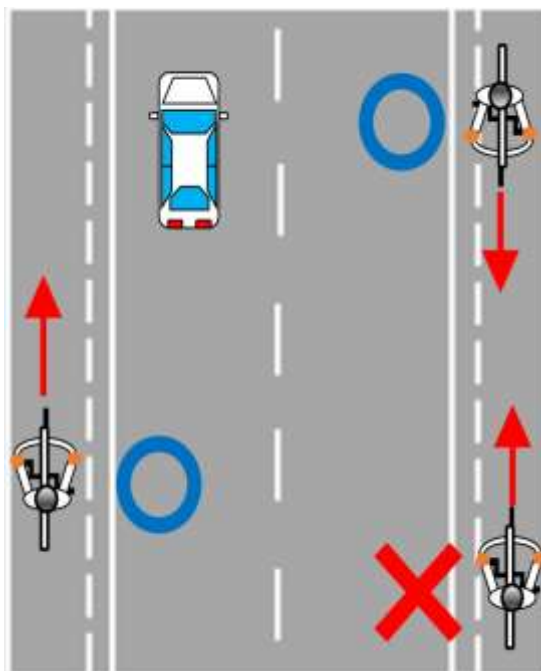
1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

自転車の通行場所

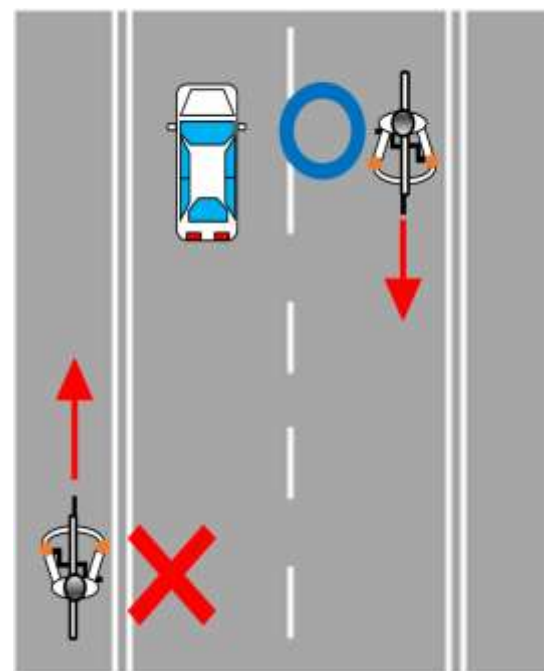
路側帯



駐停車禁止路側帯



歩行者専用路側帯



※歩行者専用路側帯なので
路側帯の中は走れません

どの道路でも、「**車道の左側端**」を通行しなければなりません。

自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

自転車レーンのある道路

自転車道



縁石などの構造物により分離された自転車等専用の道路。
自転車等はこの道路を通行する必要があります。
(歩道も車道も原則通行できません。)

物理的に分離されており、車やバイクは通行できない

普通自転車 専用通行帯



車道左側にある自転車専用の車線。
自転車等はこの部分を通行する必要があります。
(歩道通行が認められる場合は歩道通行可能。)

自転車等「専用」の車線のため車やバイクは通行できない

矢羽根型路面標示 等車道混在型



自転車等の通行位置を路面に分かり易く示したもの。
(法律に定められたものではありません)

法律に定められたものではないため車等が通行することがあります

歩道通行が「例外に認められる場合」とは？



標識
「普通自転車歩道通行可」



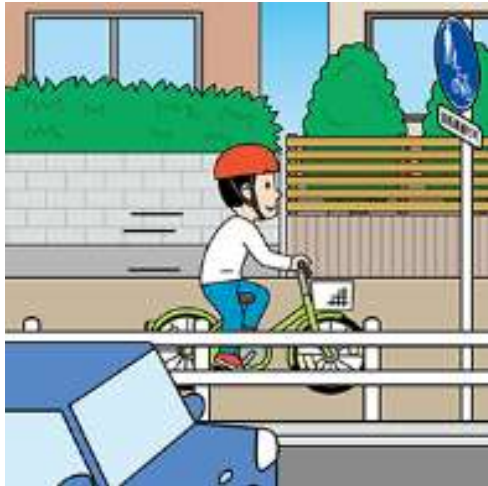
標示



- ① 「普通自転車歩道通行可」の標識や標示があるとき
- ② 13歳未満のこども、70歳以上の高齢者、車道通行に支障がある身体障害者が運転する場合
※身体障害者福祉法で定められている障害を持つ方
- ③ 車道または交通の状況に照らして、通行の安全を確保するために歩道通行がやむを得ない場合

歩道の通行方法

歩道を通行するときは、**歩道の中央から車道寄りを徐行**。
歩道は歩行者が優先です。歩行者の通行を妨げるときは
「一時停止」が基本です。歩行者が多い時などは、
自転車から降りて押して、歩行者として通行しましょう。

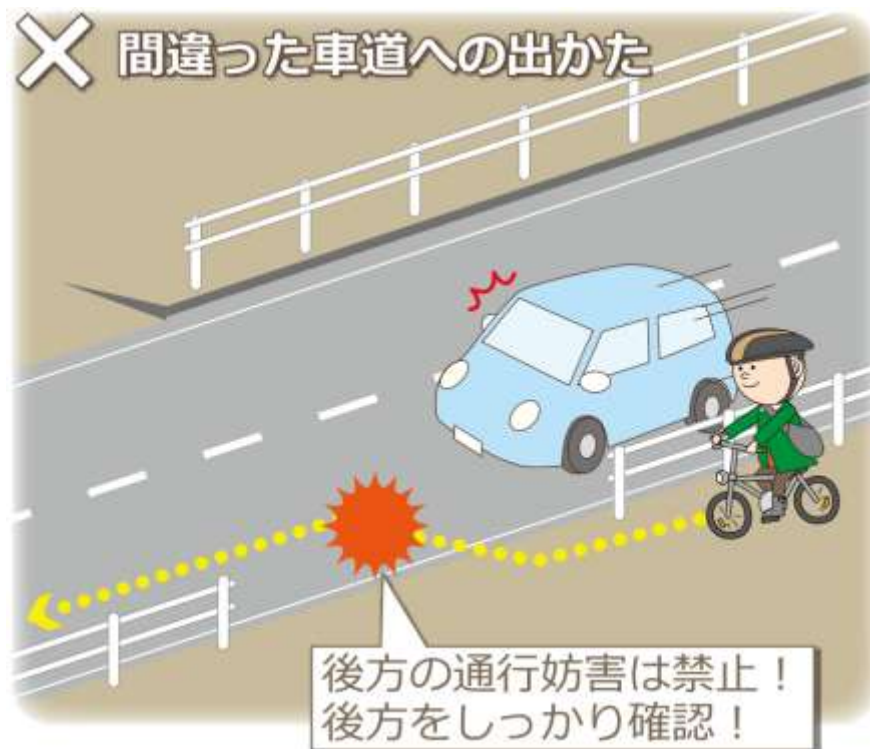
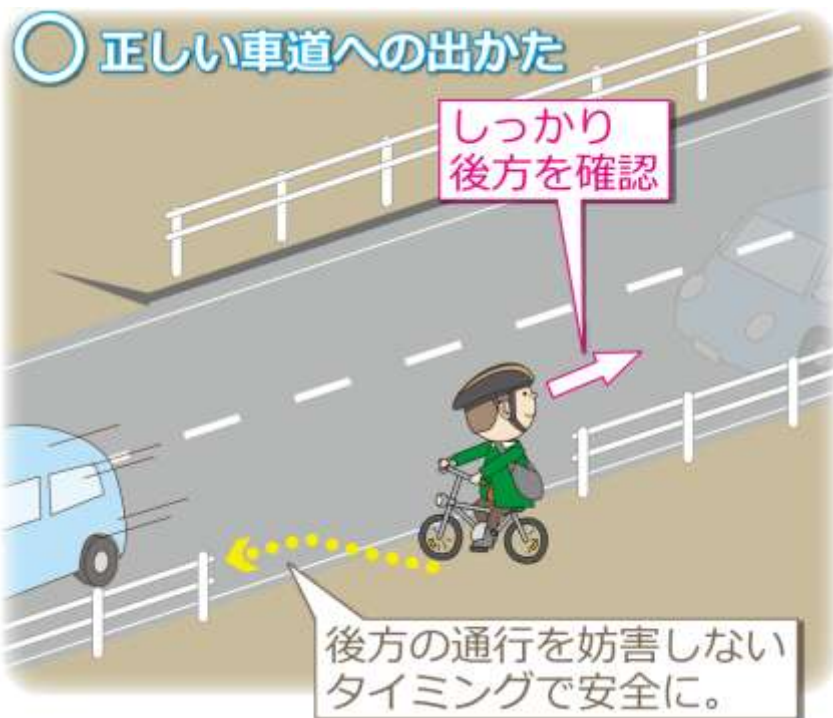


※徐行は「**直ちに停止できる速度**」

歩道と車道を出入りするときのルール

歩道から車道に出るとき

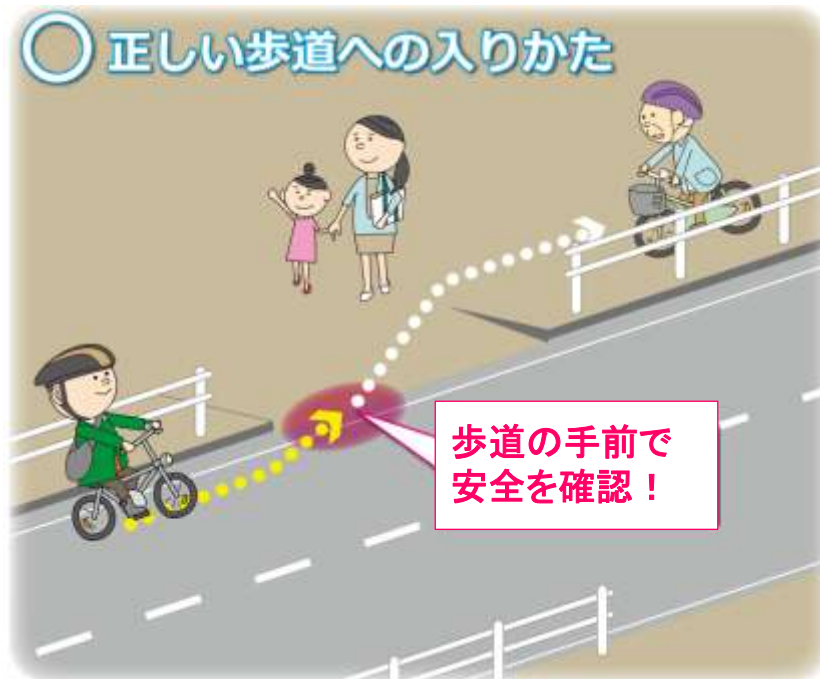
歩道から車道に出るときは、周囲の車の進行を妨害してはいけません。安全を確認してから車道に出ましょう。



歩道と車道を出入りするときのルール

車道から歩道に出るとき

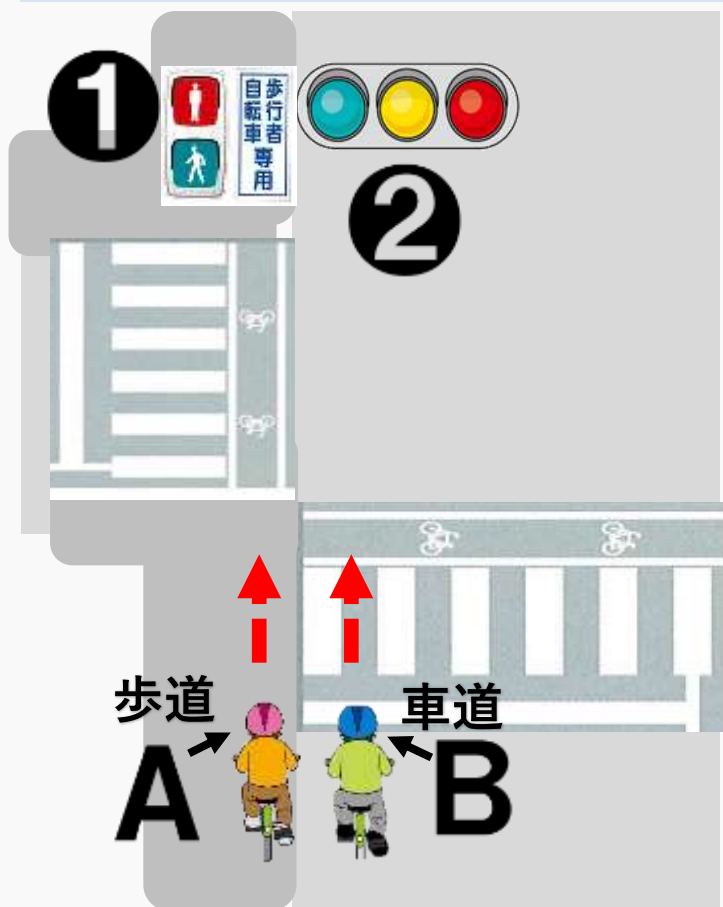
車道からやむを得ず歩道に入らないといけない場合は、
歩道の手前で安全を確認しましょう。
歩道に入るときは歩行者の通行を妨害してはいけません。



自転車安全利用五則

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

AとBの自転車は、どの信号に従い通行するのが正しいのでしょうか？



① A は ① B も ①

② A は ① B は ②

③ A は ② B も ②



「歩行者信号機」の横に
「補助標識」に注目！

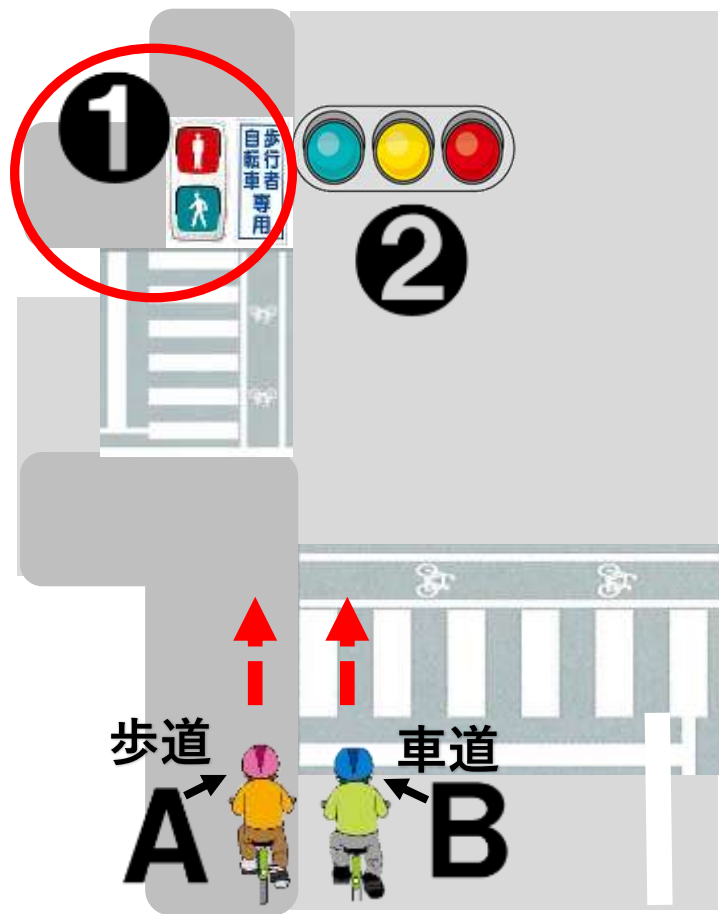


自転車安全利用五則

2

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

答えは① A は① B も①



「歩行者、自転車専用信号機」があるときは、必ずその信号に従うのがルールです！

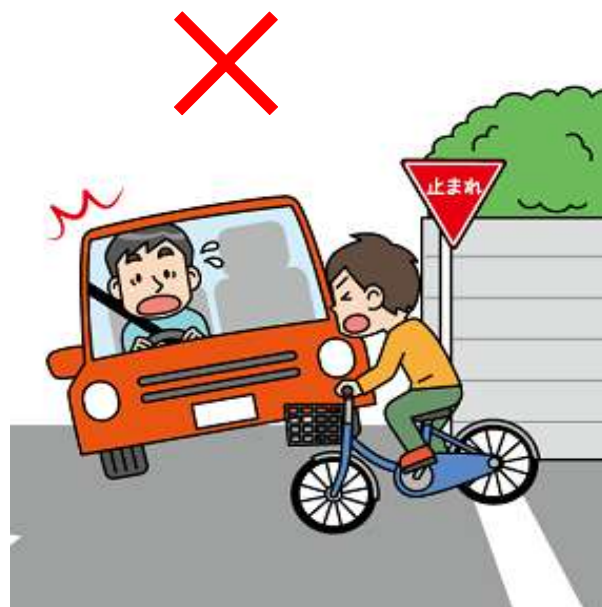
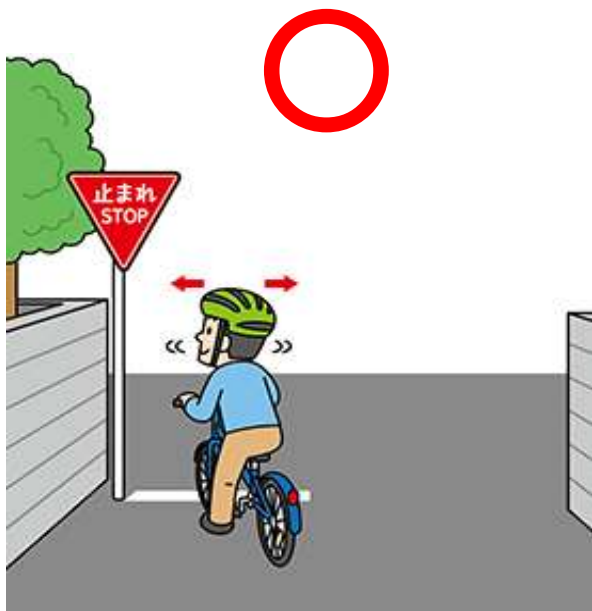
車道を走行している時は車両用信号機、歩道を走行している時は歩行者用信号機に従い進みます。

歩道、車道のいずれを通行している場合でも「歩行者・自転車専用信号機」の補助標識があるときは、その信号に従って通行しなければいけません。

一時停止標識のある交差点の通行方法



信号機のない交差点にある「一時停止」の標識は、自転車も従わなければいけません。標識がある場所では、必ず停止線の手前で「一時停止」し、周りの安全を確認することが大切です。



自転車安全利用五則

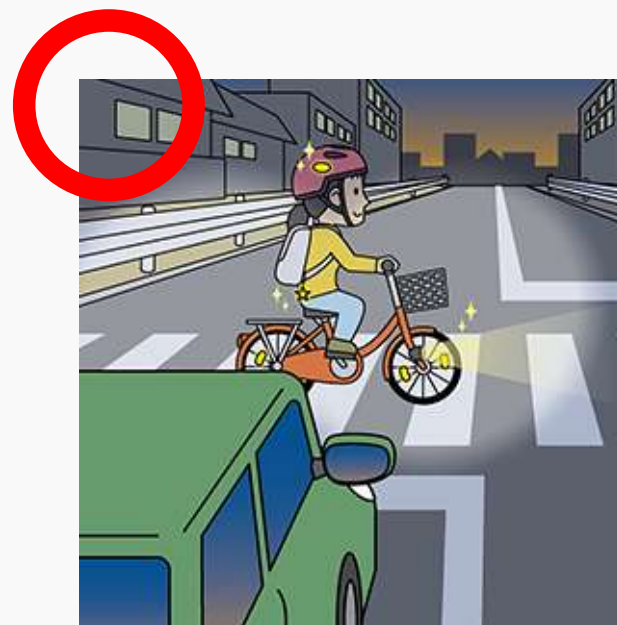
3

夜間はライトを点灯

夜間や暗所での無灯火は禁止です。夜間やトンネル等の暗い所では自転車のライトを点灯し、安全に進行しましょう。

ライトは自身の進行方向を照らすだけでなく、**自分の存在を知らせる役割もあります**。無灯火は周囲からも認知されにくいため事故に遭いやすくなります。

事故防止のためにも早めにライトを点灯しましょう。



自転車安全利用五則

4

飲酒運転は禁止

飲酒運転は自転車の運転時も危険性は一緒です。
判断力・操作能力以外に認知力も低下します。
自分だけは大丈夫、と思わずに絶対に飲酒運転をしてはいけません。

道路交通法第65条第1項（抜粋）酒気帯び運転の禁止

何人も酒気を帯びて自転車及び特定小型原動機付自転車を運転してはならない。

罰則：3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金



自転車安全利用五則

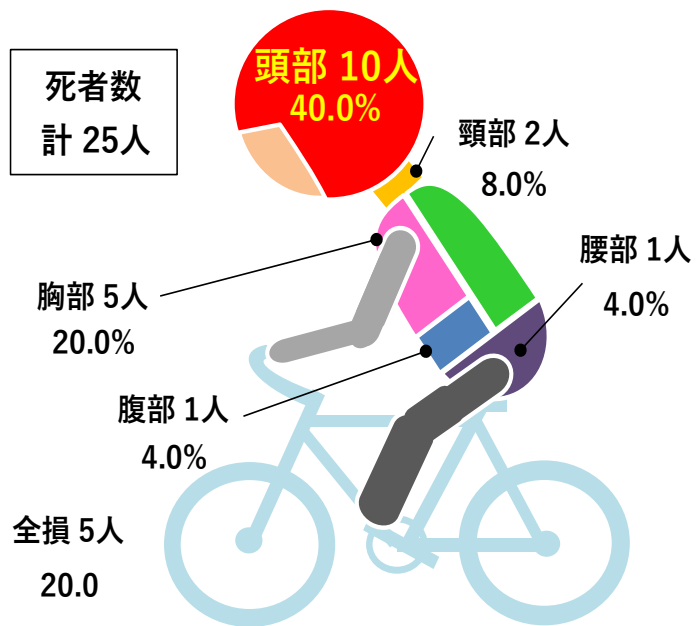
5

ヘルメットを着用

頭部への負傷は致命傷になる可能性が高く、死亡事故の**約半数が頭部への怪我**が原因です。

ヘルメットは交通事故の被害を軽減させて、大切な命を守ってくれるものです。(R5.4.1～すべての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用努力義務化)

自転車事故死者の主損傷部位（令和7年中）



事故後の自動車フロントガラス



事故後の自転車ヘルメット

明るい服装と反射材の着用

明るい服装と反射材の効果



- ☆暗い色の服装は、暗闇に同化して見えにくくなってしまうので、暗い時間帯は**黄色**や**白**などの淡色系の明るい色の服で出かけましょう。
- ☆反射材を着用している人は、**着用していない人の約2倍以上遠くから確認することが可能**となります。



POINT

明るい服と反射材で交通事故防止！

自転車の危険な乗り方

以下の行為は、安全に自転車を運転することが難しくなるため、交通事故の原因となります。



二人乗り

- ・バランスを崩し、転倒する
- ・ハンドル操作が難しくなる
- ・重量が重くなるため、ブレーキをかけても止まるまでに時間がかかる

など



並進

- ・並んで走ると、ぶつかり転倒してしまう
- ・歩行者や車両とぶつかってしまう

など



スマホ・ながら運転

- ・片手運転で不安定
- ・片方のブレーキしか操作できない
- ・操作に気をとられてしまい、周りが見えなくなる

など

スマートフォンを使うときは、一度安全な場所に自転車を止めましょう。

自転車の危険な乗り方

他にもこのような
危険な乗り方



信号無視



傘差し運転



一時不停止



イヤホンの使用



歩道で歩行者の妨害



これらの運転は、すべて**大きな事故**につながる**危険な運転**です。自分の安全のためにも、このような運転は

絶対にしてはいけません



道路交通法の改正

1 「ながらスマホ」と「酒気帯び運転」の厳罰化

令和6年11月1日施行

「ながらスマホ」の禁止！！

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となった。

★ 携帯電話（スマートフォン）を手に持ち、通話（画像注視）して自転車を運転した。

改正前 罰則：5万円以下の罰金（公安委員会規則）

改正後 **罰則：6月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金**

★ 携帯電話（スマートフォン）を手に持ち、通話（画像注視）して自転車を運転し、交通の危険（交通事故など）を発生させた。

罰則：1年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金



「酒気帯び運転」の厳罰化！！

自転車の飲酒運転は「酒酔い運転」に限り罰則が適用されていたが「酒気帯び運転」に罰則が適用され、厳罰化された。



★ 酒気を帯びて自転車を運転した

改正前 罰則なし



改正後 **罰則：3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金**

★ 酒気を帯びている人に自転車を貸した（提供した）

罰則：3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金

★ 自転車を運転する人にお酒を注いだ（提供した）

罰則：2年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金

★ 酒気を帯びている人の自転車に乗った（同乗した）

罰則：2年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金

※「酒気を帯びている」とは、[呼気1ℓ中0.15mg以上]又は[血液1ml中0.3g以上]のアルコールを体内に保有した状態をいう

道路交通法の改正

2 自転車の交通違反に「交通反則通告制度」が適用

令和8年4月1日施行

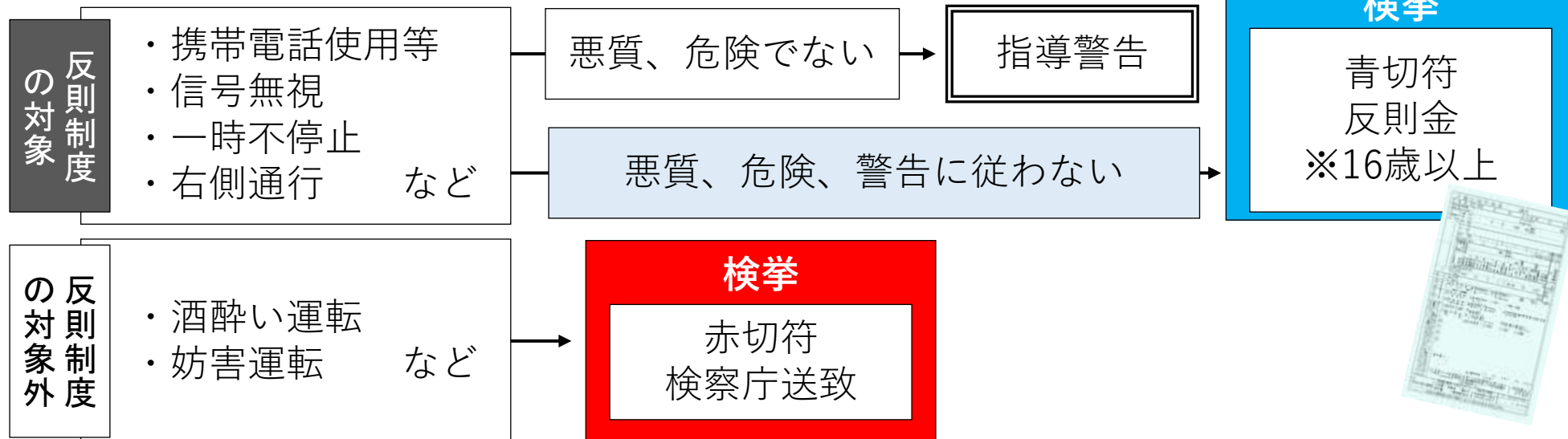
交通反則通告制度とは？

交通反則通告制度とは、交通違反をした場合の手続を簡略化するための仕組みです。一定期間内に反則金を納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けないで事件が処理されます。この時、発行される交通反則通告書がいわゆる「青切符」と呼ばれます。



POINT

自転車交通違反取締りの流れ



取締りの基本的な考え方

警察では、自転車の交通違反を認めた場合、基本的には現場で指導警告を行います。ただし、その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であったときは検挙を行います。

違反自体が
悪質・危険なもの



例：飲酒運転

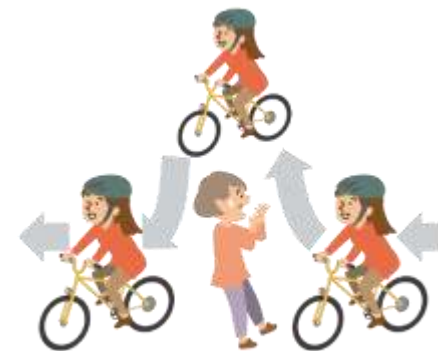


例：携帯電話使用等
(保持)

違反態様が
悪質・危険なもの



例：警察官の指導警告に従わず、
右側通行を継続したとき



例：スピードを出して歩道を通
行したため、歩行者を立ち
止まらせたとき



検挙後の手続きは変わるが、取締りの基本的な考え方は変わらない。

主な違反行為（反則行為）と反則金額

携帯電話の使用等（保持）



12,000円

信号無視



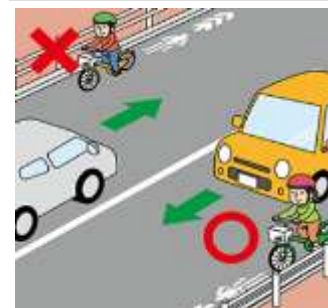
6,000円

一時不停止



5,000円

右側通行
（通行区分違反）



6,000円

イヤホン等の使用



5,000円

傘差し運転



5,000円

並進



3,000円

二人乗り



3,000円

自転車運転者講習制度

自転車運転者講習制度とは？

自転車運転者講習制度とは、危険な交通違反（危険行為）を繰り返した自転車利用者に対して、法律に基づき受講が義務づけられている講習です。

目的

自転車による交通事故を防ぎ、運転者に交通ルールと安全意識を見につけさせること

○交通ルールの理解 ○事故の危険性を自覚させる ○違反を繰り返させない など

対象者

過去3年以内に2回以上の危険行為を繰り返した自転車運転者（14歳以上）

講習時間と費用

講習時間 3時間

講習費用 6,150円

講習の受講命令を受けてから
3か月以内の指定された期間
内に講習を受講しない場合

**5万円以下の
罰金**

自転車運転者講習制度

講習対象となる16の交通違反（危険行為）

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| 1 信号無視 | 9 環状交差点での安全進行義務違反等 |
| 2 通行禁止道路（場所）の通行 | 10 一時停止場所での不停止や交差車両等の通行妨害 |
| 3 歩行者用道路での歩行者妨害 | 11 歩道での歩行者妨害等 |
| 4 歩道通行や、車道の右側通行等 | 12 ブレーキが不備・不良な自転車の運転 |
| 5 路側帯での歩行者の通行妨害違反 | 13 酒気帯び運転等 |
| 6 遮断踏切への立ち入り | 14 安全運転義務違反 |
| 7 優先車両（左方車・優先道路車）の通行妨害等 | 15 携帯電話使用等 |
| 8 直進車や左折車への通行妨害 | 16 妨害運転 |



POINT

16の交通違反（危険行為）は重大な交通事故になりやすい行為です！

自転車運転者講習の対象となる交通違反（危険行為）は、違反として処理（赤又は青切符）された場合だけでなく、**交通違反（危険行為）によって、交通事故を発生させた場合**も対象となります。

交通反則通告制度が開始（R8.4.1～）以降も、自転車運転者講習制度は継続されます。

歩行者は「横断意思表示」 車両は「横断歩道は歩行者優先」

1 歩行者は「ハンドサイン」で横断意思表示

令和3年4月15日、交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部が改正され、**信号機のない道路での横断は、手を上げるなどして運転者に横断の意思を明確に伝える**ことが歩行者の心得として盛り込まれました。



■ 「横断歩道、渡ります。」をハンドサインで意思表示

信号機のない横断歩道を安全に渡るためには、運転者に「横断歩道を渡ります。」と意思表示をすることが大切です。手を上げる、手を差し出す、軽く手を振る等、**ハンドサインを出す**と**約8割の車両が停止した**という調査結果（※）

があります。（※令和3年 県警調査）

ハンドサインで安全に横断歩道を渡りましょう。



教則等の改正に伴い
実地調査を実施

歩行者は「横断意思表示」 車両は「横断歩道の歩行者優先」

1 歩行者は「ハンドサイン」で横断意思表示

横断歩道横断時の
安全行動イメージ
キャラクター 🖐️
ハンドサインの
サインちゃん



埼玉県警では、こちらのキャラクター 🖐️ を用いて、安全な横断歩道の渡り方と「横断意思表示」の大切さをお話しています。

こどもだけでなく、大人にも安全行動をお願いしています。

S しっかり
ハンドサインで意思表示



I いつでも
いつでも左右の安全確認



G じーっくり
渡っている間もじーっくり確認



N にっこり
停まってくれて「ありがとう」



歩行者は「横断意思表示」 車両は「横断歩道は歩行者優先」

2 車両は「横断歩道は歩行者優先」

自転車や車などの車両を運転する皆さま

横断歩道は歩行者優先です。現に横断歩道やその付近での交通事故が多発しています。

横断歩道での車両の交通ルール（道路交通法第38条）を確認しましょう。



「KEEP 38
プロジェクト」
シンボルマーク

ルール
1

横断歩道に近づいたときは
停止できる速度に減速



横断歩道付近は、歩行者の飛び出し等に備える
必要があります。

ルール 1 「横断歩道に近づいたときは、
停止できる速度に減速」

横断歩道に近づくときは、横断歩道の直前（停止線の直前）で
停止できるような速度で進行しなくてはなりません。（道路交
通法第38条第1項前段）

ルール
2

横断歩行者等がいるときは
必ず一時停止



横断している歩行者や横断しようとしている
歩行者がいる場合は、必ず一時停止してください。

ルール 2 「横断歩行者等がいるときは、
必ず一時停止」

横断歩道を横断し、または横断しようとする歩行者等がある
ときは、その横断歩道の直前で一時停止し、かつ、その歩行者等
の通行を妨げないようにしなければなりません。（道路交通法
第38条第1項後段）

歩行者は「横断意思表示」 車両は「横断歩道は歩行者優先」

2 車両は「横断歩道は歩行者優先」

ルール
3 停止車両がいるときは
必ず一時停止

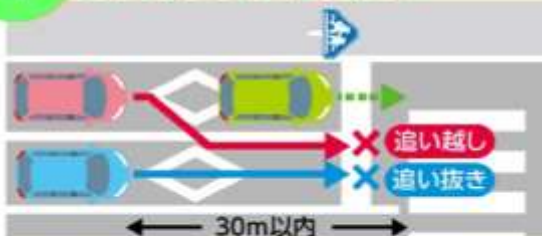


停止車両の手前の前方に出るときは、必ず一時停止をしてください。

ルール3 「停止車両がいるときは、 必ず一時停止」

横断歩道付近で停止している車両等の側方を通過してその前方に出ようとするときは、その前方に出る前に一時停止しなければならない。（道路交通法第38条第2項）

ルール
4 横断歩道手前の
追い抜き・追い越し禁止



横断歩道手前30m以内は、追い越しも追い抜きもしてはいけません。

ルール4 「横断歩道手前の 追い抜き・追い越しの禁止」

横断歩道手前30m以内は、追い越しも追い抜きもしてはいけません。（道路交通法第38条第3項）

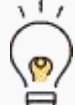
企業の皆さま KEEP38プロジェクトモデル事業所募集

埼玉県警では、KEEP38(キープサンハチ)プロジェクトモデル事業所(バス、タクシー、トラックなど運輸事業所及び業務に車を使用する事業所等)を募集しています。このプロジェクトは、道路交通法第38条の交通ルールを正しく理解し、その遵守を表明して模範運転をすることにより、歩行者優先の機運を高め、安全運転の促進を図る取り組みです。詳しくは県警ホームページをご確認ください。



交通事故に遭ったときの3つの行動



- 交通事故を起こした時、事故に巻き込まれた時は
次の3つを確実に実施してください 

1 怪我人の救護

必要に応じて、119番通報

2 安全な場所へ避難

二次被害を防止するため、安全な歩道に移動する等

3 警察へ通報

必ず110番通報。ケガがない場合や、相手が立ち去った場合にも必ず通報しなければなりません。通報を怠ると、当て逃げ事件やひき逃げ事件の被疑者になる場合があります。



交通事故を起こした時の責任

刑事上の責任



刑事責任とは、交通事故を起こした加害者が、犯罪を犯したとして拘禁刑、罰金刑などに処されること。

自転車事故で、相手を死傷させた場合、「**過失致死傷罪**」等に問われることがある。

※重過失致死傷罪・・・5年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金（13歳以下を除く）

道義的な責任



被害者を見舞い、誠実に謝罪する責任がある。

民事上の責任



被害者に対する損害賠償の責任を負う。未成年の場合は保護者が責任を負うことになる。

被害者に賠償しなくてはならない損害とは、**治療費、通院交通費などの積極損害に加え、被害者が事故に遭わなければ得られたであろう収入を失ったことによる損害や、事故による精神的苦痛に対する慰謝料**も含まれます。

自転車の悪質な違反による交通事故が増えれば、自転車利用者に対する社会の目が厳しくなります。

自転車損害保険の加入義務

自転車保険とは

自転車保険は、自転車事故で他人にケガをさせたり、物を壊したりした際の高額な損害賠償責任（相手への補償：個人賠償責任保険）に備えることで、万が一自分がケガをした場合の治療費（自分自身のケガ：傷害保険）などをカバーするために加入します。

■ 自転車損害保険の「付帯保険」とは、

自転車損害保険の「付帯保険」とは、自転車保険や火災保険、クレジットカードなどに特約として追加したり、TSマークに自動で付帯されたりする自転車事故対応の保険のことです。これらは、単独の自転車保険よりも手軽で、多くの場合家族全員が対象となるため重複に注意しましょう。

■ TSマーク付帯保険

自転車安全整備士による点検（有料）を受けると自動で付帯される、1年間限定の保険です。



多額の損害賠償が発生した 自転車事故の判例

判例
1

賠償額 9,521万円 (神戸地方裁判所:平成25年7月4日判決)

前方不注意がまねいた、子どもが起こした自転車事故



- 11歳の男子小学生が夜間、帰宅途中に歩道と車道の区別のない道路で、歩行中の女性(62歳)と衝突した事故。
- 女性は頭がい骨骨折等の障害を負い、植物状態となって意識が戻らない状態に。
- 子どもの起こした自転車事故の損害賠償責任を、母親に対して命じた判例として注目を集めました。

多額の損害賠償が発生した 自転車事故の判例

判例

2

賠償額 9,266万円 (東京地方裁判所:平成20年6月5日判決)

車道を斜めに横断し、対向する自転車と衝突した事故



- 男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から、車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突した事故。
- 男性会社員に、言語機能の喪失など、重大な障害が残りました。

自転車損害保険の加入義務

多額の損害賠償が発生した 自転車事故の判例

判例
3

賠償額 4,043万円 (東京地方裁判所:平成17年9月14日判決)

信号無視により、相手を死亡させてしまった事故



- 男子高校生が朝、信号を無視して赤信号で交差点の横断歩道を走行中、旋盤工(62歳)の男性が運転するオートバイと衝突した事故。
- オートバイを運転していた男性は、頭蓋内損傷で13日後に死亡しました。

子どもを自転車に乗せる時のルール

自転車に子どもを乗せる場合の人数制限や、注意することを理解し、子どもの安全を第一に考え正しく自転車に乗りましょう。

1 乗車人数に制限があります

子どもの年齢や人数に合わせて選ぼう！

子ども乗せ自転車には、1歳ごろから使える「前乗せタイプ」や、2歳ごろ～小学校に就学する前まで使える「後ろ乗せタイプ」、子どもが二人いる場合の前＋後ろの「3人乗りタイプ」があるよ。自分たちにあったタイプを選びましょう。

普通の自転車は
子ども1人まで



幼児二人同乗用
自転車であれば
子ども2人は×



幼児二人同乗用
自転車の場合は
子ども2人まで



こどもを自転車に乗せる時のルール

2

こどもを守るために注意すること

抱っこは絶対に禁止!

チャイルドシートに乗せられるのは小学校に就学する前のお子さんまで。おんぶひもなどを使っておんぶする場合は、4歳未満まで。抱っこは危険。絶対にダメです!



こども乗せ自転車の事故の多くは「止まっているとき」の転倒事故です。

自転車から離れない!

自転車から離れるときは、必ず子どもを降ろしてから。絶対に、目も手も離さないこと!



親子でヘルメットをかぶりましょう!



交通事故ゼロを目指して



埼玉県警察本部 交通総務課